

城陽宮の原団地地区計画

(昭和59年12月15日城陽市告示第62号)

(平成5年6月25日城陽市告示第51号)

(平成8年5月24日城陽市告示第33号)

名 称		城陽宮の原団地地区計画																								
位 置		城陽市寺田宮ノ平及び寺田大川原																								
面 積		約4.9ha																								
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市の東部丘陵地中央部に位置し、現在、中規模な住宅地開発が進められている。この開発地において建築物等の制限を定め、住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図る。																								
	土地利用の方針	当地区では、低層低密度の1戸建専用住宅地を主体とした土地利用を図るとともに、必要な公共公益施設を配置する。																								
	地区施設の整備方針	京都府住宅供給公社が、地方住宅供給公社法に基づいて、現在、宅地の造成を行っており、地区施設整備後これを保全する。																								
	建築物等の整備方針	当地区の建築物は、低層住宅地としての良好な居住環境を保全するため、用途の混在を予防するとともに日照通風等の影響を考慮し、適正な区画規模のもとに壁面後退等により空地を確保して緑化を図る。																								
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		<p>配 置 計画図表示のとおり 規 模</p> <p>(道路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>幅 員</th> <th>延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準幹線道路</td> <td>8m</td> <td>約 550m</td> </tr> <tr> <td>区画道路</td> <td>6m</td> <td>約1,080m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歩行者専用道路</td> <td>5m</td> <td>約 40m</td> </tr> <tr> <td>4m</td> <td>約 130m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公園・緑地)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>箇所数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童公園</td> <td>3</td> <td>約3,300㎡</td> </tr> <tr> <td>緑 地</td> <td>2</td> <td>約1,900㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	幅 員	延 長	準幹線道路	8m	約 550m	区画道路	6m	約1,080m	歩行者専用道路	5m	約 40m	4m	約 130m	種別	箇所数	面 積	児童公園	3	約3,300㎡	緑 地	2	約1,900㎡
	種別	幅 員	延 長																							
	準幹線道路	8m	約 550m																							
区画道路	6m	約1,080m																								
歩行者専用道路	5m	約 40m																								
	4m	約 130m																								
種別	箇所数	面 積																								
児童公園	3	約3,300㎡																								
緑 地	2	約1,900㎡																								
建築物等に関する事項	<table border="1"> <tr> <td>地区の区分</td> <td>区分の名称</td> <td>低層専用住宅街区</td> <td>低層兼用住宅街区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分の面積</td> <td>約4.7ha</td> <td>約0.2ha</td> </tr> </table>	地区の区分	区分の名称	低層専用住宅街区	低層兼用住宅街区		区分の面積	約4.7ha	約0.2ha	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1戸建専用住宅</p> <p>(2) 1戸建住宅で、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの、又は美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の</p>																
地区の区分	区分の名称	低層専用住宅街区	低層兼用住宅街区																							
	区分の面積	約4.7ha	約0.2ha																							
建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 1戸建専用住宅</p> <p>(2) 1戸建兼用住宅</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物</p>																									

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	合計が0.75KW以下のものに限る。)を兼ねるもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)	(5) 前各号の建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。)
		建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、150㎡以上でなければならない。	同 左
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又はかき、さく若しくはへいの面から敷地境界線までの距離は、1m以上でなければならない。ただし、建築物等のうち、次の各号に掲げるものは、この限りでない。 (1) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫 (2) 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下の物置等 (3) 高さが地盤面より1.6m以下のかき・さく又はへい (4) 生垣 (5) 門	同 左
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、8m以下でなければならない。	同 左
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物は、敷地境界線より1m以上後退し、長さ3m以下で、かつ、面積3㎡以下でなければならない。	同 左
		かき又はさくの構造の制限	かき・さく又はへいの高さは、地盤面より1.6m以下でなければならない。ただし、生垣又は門は、この限りでない。 なお、道路に面する部分のかき・さく又はへいの形状及び材料は、次の各号の一に掲げるものでなければならない。(門を除く。)ただし、門の両側に設けられ、かつ、長さの合計が4m以下のものは、この限りでない。 (1) 生垣 (2) フェンス等と植栽を組み合わせたもの (3) 高さ60cm以下のレンガ積み又は石積み等の上に植栽を施したもの	同 左

城陽宮の原団地地区計画

